

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会（第6回）議事要旨

（名古屋地域委員会庶務）

### 第1 日時

平成17年9月16日（金）午前9時30分から午前11時20分まで

### 第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

### 第3 出席者

（委員）有田知徳，大島宏彦，河野正憲，森脇勝，山田万里子（敬称略）

（庶務）白木名古屋高裁総務課長，神谷名古屋高裁総務課課長補佐

（説明者）田近名古屋高裁事務局長

### 第4 議題

- 1 委員長選出等
- 2 協議
- 3 次回の予定等について

### 第5 議事

#### 1 委員長選出等

##### （1）委員長選出及び就任あいさつ

委員の互選により，森脇委員が名古屋地域委員長に選出され，森脇地域委員長から就任あいさつがなされた。

##### （2）説明者の出席

裁判官の任命手続及び名古屋高裁管内の実情等について説明を受ける必要があることから，田近名古屋高裁事務局長が説明者として出席することが了承され，入室した。

##### （3）下級裁判所裁判官指名諮問委員会からの依頼内容について

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）からの当地域委員会に対する依頼内容につき、庶務から説明がなされた。

なお、指名諮問委員会からの依頼事項（地域委員会において協議すべき事項）は、次のとおり。

- ① 平成18年4月の弁護士任官候補者に係る情報収集
- ② 平成18年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集
- ③ 平成17年10月に司法修習を終える判事補任命候補者について

## 2 協議

### （1）情報収集の在り方について

ア 平成18年4月の弁護士任官候補者に係る情報収集について

#### （ア）弁護士任官制度の概要について

説明者から、弁護士任官の一般的な手続の流れ等について説明がなされた。

#### （イ）情報収集の方法について

弁護士任官候補者については、地域委員会による情報収集が極めて重要である一方、任官希望であるという情報自体が候補者のプライバシーに関わる面があることを踏まえ、次の方法により情報収集することで合意された。

- ① 候補者の所属する弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し、当該候補者の名簿を提供して、所属の検察官又は裁判官が候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、それを直接受け付ける旨を周知するよう依頼する。その際、候補者から提供された事件のリスト（以下「事件リスト」という。）を参考資料として提供する。

なお、候補者が所属する弁護士会に対しては、このような周知依頼は行わない。

② 候補者から提供された事件リストに基づき、当該事件に係る候補者の相手方代理人である弁護士に対し、候補者に関する情報の提供を依頼する。

③ 候補者の弁護士活動の実情をよく知る者に対し、候補者に関する情報の提供を依頼する（その前提として、候補者本人から自らの弁護士活動の実情をよく知る者の氏名等を提供してもらう。）。

イ 平成18年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る情報収集について

（ア）重点審議者に係る情報収集の方法について

- ・ 一委員から、次のような趣旨の意見（提案）が出された。

再任（判事任命）候補者について弁護士から寄せられる情報として通常想定されるのは、実際に当該候補者の担当した事件に代理人等として関与した者からの情報ということになるだろうが、弁護士にとっては、裁判官の名前と顔が必ずしも一致しないのが実情であり、具体的な事件を離れて、一般的に当該候補者に係る情報提供を依頼されても、それが直ちに自らが関与した事件の担当裁判官と結びつかず、その結果、仮に情報を有していても、その機会に提供できなかつたり、あいまいな記憶に基づく情報しか提供できないといった事情が窺える。地域委員会として、よりの確な情報をより効率良く弁護士から収集するためには、例えば、先ほど協議した弁護士任官候補者に係る情報収集における事件リストと同様に、再任（判事任命）候補者についても、同候補者が担当した具体的な事件のリストを提示してもらい、それに基づいて情報提供を依頼するという方法を執ってはどうか。

過去1年程度の間に係属した事件等に限定してリストに掲げることとすれば、作成の負担にもならず、弁護士としても鮮明に記

憶を喚起できるほか、双方当事者に弁護士が代理人として付いた事件について、当該双方弁護士から情報を収集することとすれば、公平性の点でも問題はないと思われる。

将来的には、全再任（判事任命）候補者について行うのが相当であるが、当面は、少なくとも、重点審議者について、このような方法を執ることを検討すべきである。

- ・ この提案に対し、他の委員から、次のような消極意見が出された。

そもそも候補者の名前を掲げて情報提供の依頼をされても対象者を特定できないようなあいまいな記憶が、指名の適否に影響を及ぼし得る重要な事実を含むとは考え難く、かえって、訴訟の勝敗への不満を含め、些細な事柄に基づく主観的、感情的な批判を掘り起こすだけに終わるおそれがある。

地域委員会として調査の端緒となる情報もない段階で、ことさら具体的事件を指定して双方代理人に情報提供を求める方法を一般的に行うことは、裁判官の訴訟指揮に対する悪影響を生じかねないものであり、裁判官を萎縮させ、ひいては職権の独立性を侵す危険性があるなど種々の弊害が考えられるため、差し控えるべきである。

- ・ これらの消極意見に対しては、更に、一委員から、地域委員会としては、まず情報をできる限り多く収集することが重要であり、不適格な情報は議論の過程で排除すれば足りる、マイナス情報だけでなく良い情報も収集しているのであるから必ずしも裁判官を萎縮させることにはならない等の反論があったが、結局、今回は、これまでと同様、重点審議者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に対し、対象者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の事情を有する場合には、地域委員会におい

て直接情報を受け付ける旨の周知を依頼する方法により情報収集することとされた。

- ・ なお、議論を通じて、今後は、弁護士が、日頃から、地域委員会への情報提供を意識し、再任（判事任命）候補者の指名の適否に影響を及ぼす事実かどうかという点を見極めながら、その都度、事件の担当裁判官に関する情報を具体的に把握し、記録化していくという姿勢を持つよう弁護士自身の意識改革を図っていくことの必要性が確認された。

(イ) 重点審議者以外の候補者に係る情報収集の方法について

- ・ 重点審議者同様、候補者の所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会に対し、対象者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の事情を有する場合には、地域委員会において直接情報を受け付ける旨の周知を依頼する方法により行うこととされた。

ウ 平成17年10月に司法修習を終える判事補任命候補者に係る情報収集について

司法修習終了予定者で判事補任官を希望する者に関する情報収集については、従前同様、弁護士会及び検察庁に対して名簿を提供しての一般的な情報収集は行わないが、特段の情報が寄せられた場合には、それを指名諮問委員会に提供することとされた。

(2) 依頼文書等の文案について

ア 平成18年4月の弁護士任官候補者に係る依頼文書について

(ア) 検察庁及び裁判所に対する周知依頼文書について（(1)のアの

(イ)の①)

- ・ 提供を求める情報について、当初、「任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）」と表現していたところを、指名の適否の

判断に実質的に資する具体的な情報を求めるとの目的を明確にする趣旨から、「指名候補者の指名の適否に関する情報（情報の内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できる限り日時と具体的状況に基づいて記載する。）」との表現に改めることとされた。

- ・ 情報受付期間を平成17年10月25日（期間後も特段の情報がある場合は受け付ける。）とした上で、9月20日の週に発送することとされた。

（イ）担当事件の相手方代理人に対する情報提供の依頼文書について  
（（1）のアの（イ）の②）

- ・ 提供を求める情報について、（ア）と同様に、「指名候補者の指名の適否に関する情報（情報の内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できる限り日時と具体的状況に基づいて記載する。）」と表現することとした。
- ・ 情報受付期間を平成17年10月25日（期間後も特段の情報がある場合は受け付ける。）とした上で、指名諮問委員会から、相手方代理人の氏名等の情報の提供があり次第発送することとされた。

（ウ）候補者本人に対する情報提供者の氏名等の提供についての依頼文書について（（1）のアの（イ）の③）

- ・ 候補者の弁護士活動の実情をよく知る者として候補者にその氏名等の提供を求めるべき者の範囲につき、候補者が過去において弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結していた場合における当該事務所を経営する弁護士又は雇用主である弁護士も含む趣旨であることを明確にする。

なお、この点に係る依頼文書の文案については、地域委員長に一任

することとされた。

- ・ 提出期限を平成17年9月末とした上で、直ちに発送することとされた。

(エ) 候補者の弁護活動の実情を承知する者に対する情報提供の依頼文書について（(1)のアの(イ)の③）

- ・ 提供を求める情報について、(ア)と同様に、「指名候補者の指名の適否に関する情報（情報の内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できる限り日時と具体的状況に基づいて記載する。）」と表現することとした。
- ・ 情報受付期間を平成17年10月25日（期間後も特段の情報がある場合は受け付ける。）とした上で、候補者本人から氏名等の情報の提供があり次第発送することとされた。

イ 平成18年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に係る依頼文書について

- ・ 重点審議者、非重点審議者ともに同一の文書により周知依頼することとし、昨年同様、指名諮問委員会の考え方として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との文言を特記することとされた。
- ・ 依頼文書に添付する候補者名簿については、今回から、名古屋高裁又は名古屋地裁所属の候補者についてのみ、「現時点における所属部」も明記することとされた。

### 3 次回の予定等について

- ・ 次回の地域委員会は、11月8日（火）午前9時30分に開催することを確認した。
- ・ 次回地域委員会の事前準備等に関して何らかの問題が生じた場合には、委員長は委員長代理に相談し、必要な場合は、各委員に事前に諮った上で審議の方針を決めることが確認された。

以上